



宮 崎 県 公 報

令和元年7月3日(水曜日)号外 第6号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 4 1, 7 0 0 円

目 次

規 則	頁
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……(建築住宅課) 1	○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……(会計課) 2

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第7号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和46年宮崎県規則第37号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(確認申請書に添付する図書) 第2条 [略] 2 [略] 3 条例第5条に規定するがけに近接する敷地に建築物を建築しようとする場合にあつては、法第6条第1項の規定による建築物の確認申請書には、 <u>がけ</u> 及び敷地の断面図を添えなければならない。 (計画変更) 第4条の2 建築主等は、工事完了前に法の規定による許可又は法若しくは令の規定による認定(法第86条の8第1項の規定による認定を除く。以下この項において「許可等」という。)を受けた建築物等の計画を変更しようとするときは、改めて許可等の申請をしなければならない。ただし、知事が許可等を要しないと認めた場合は、この限りでない。 2・3 [略] (意見の聴取の公告) 第5条の2 法第9条第5項、法第46条第2項又は法第48条第16項の規定による意見の聴取の公告は、県公報に登載するとともに、当該意見の聴取に係る建築物又は工作物の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の掲示板に掲示して行うものとする。 (許可の申請に係る添付書類) 第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書 ア～カ [略] キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第55条第3項第1号若しくは第2	(確認申請書に添付する図書) 第2条 [略] 2 [略] 3 条例第5条に規定する崖に近接する敷地に建築物を建築しようとする場合にあつては、法第6条第1項の規定による建築物の確認申請書には、 <u>崖</u> 及び敷地の断面図を添えなければならない。 (計画変更) 第4条の2 建築主等は、工事完了前に法の規定による許可又は法若しくは令の規定による認定(法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項の規定による認定を除く。以下この項において「許可等」という。)を受けた建築物等の計画を変更しようとするときは、改めて許可等の申請をしなければならない。ただし、知事が許可等を要しないと認めた場合は、この限りでない。 2・3 [略] (意見の聴取の公告) 第5条の2 法第9条第5項、法第46条第2項又は法第48条第17項の規定による意見の聴取の公告は、県公報に登載するとともに、当該意見の聴取に係る建築物又は工作物の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の掲示板に掲示して行うものとする。 (許可の申請に係る添付書類) 第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書 ア～カ [略] キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第55条第3項第1号若し

<p>号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項又は法第85条第3項、第5項若しくは第6項の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 道路及び敷地と建築物の高さの関係を示した図面(法第85条第3項、第5項又は第6項の規定により許可を受ける場合を除く。)</p> <p>ク [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)</p> <p>第27条 指定確認検査機関が、法第6条の2第1項(法第87条第1項、<u>第87条の2</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する確認を行った建築物等については、第4条、第4条の2第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>くは第2号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、<u>法第85条第3項</u>、第5項若しくは第6項又は<u>法第87条の3第3項</u>、<u>第5項若しくは第6項</u>の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 道路及び敷地と建築物の高さの関係を示した図面(法第85条第3項、第5項若しくは第6項又は<u>法第87条の3第3項</u>、<u>第5項若しくは第6項</u>の規定により許可を受ける場合を除く。)</p> <p>ク [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)</p> <p>第27条 指定確認検査機関が、法第6条の2第1項(法第87条第1項、<u>第87条の4</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する確認を行った建築物等については、第4条、第4条の2第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

別記様式第15号及び別記様式第16号中 「すみ切りの長さ」 を 「隅切りの長さ」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第8号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(528) [略]</p> <p>(529) <u>仮設建築物建築許可申請手数料</u></p> <p>(530) <u>1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料</u></p> <p>(531)~(576) [略]</p> <p>3~7 [略]</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(528) [略]</p> <p>(529) <u>仮設建築物建築等許可申請手数料</u></p> <p>(530) <u>1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築等許可申請手数料</u></p> <p>(531)~(576) [略]</p> <p>3~7 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。